

3-5) デジタル簡易無線機の取り扱い(ICOM IC-D60)

【デジタル簡易無線機の概要】

【デジタル簡易無線とは】：

名前の通り簡易な業務、または個人的な用途での使用を目的とした無線のことです。

デジタル簡易無線のもう一つの特徴としては許可制となり無線従事者資格が不要という点が挙げられます。

出力は5W。通信範囲は見通しの良い場合で、10キロ程度となります。

以前は市民無線(CB)、現在はデジタル簡易無線機(DCR)と呼んでいます。

(1)従来のアナログ系無線機は高層ビル等、高さ30メートル以上は使用不可。

(2)デジタル簡易無線機はアンテナの種類に制限が無く、高さ制限が無いので高層ビル建設現場で使用可能です。また、デジタル化に合わせてレンタル制度が可能となりました。

資格も免許状も不要な無線として「特定小電力トランシーバー」がありますが、こちらは通信範囲が 500m 前後で出力(10mW)も大幅に低くなっています。その分安価で利用しやすいというメリットがあるので、使用する場合は緑園学園校内で連絡用としての利用が考えられます。

【製造メーカー】：アイコム、アルインコ、JVC ケンウッド、八重洲無線、
モトローラ 等

【機種】：アイコム、創業昭和29年(1954年)、井上電機としてスタートした関西発祥の世界的な通信機器メーカーです。

デジタル簡易無線機の IC-D60(業務用)と IC-DPR6(レジャー用)を販売しています。最近では新型の IC-D70 と DPR7STB も販売しています。

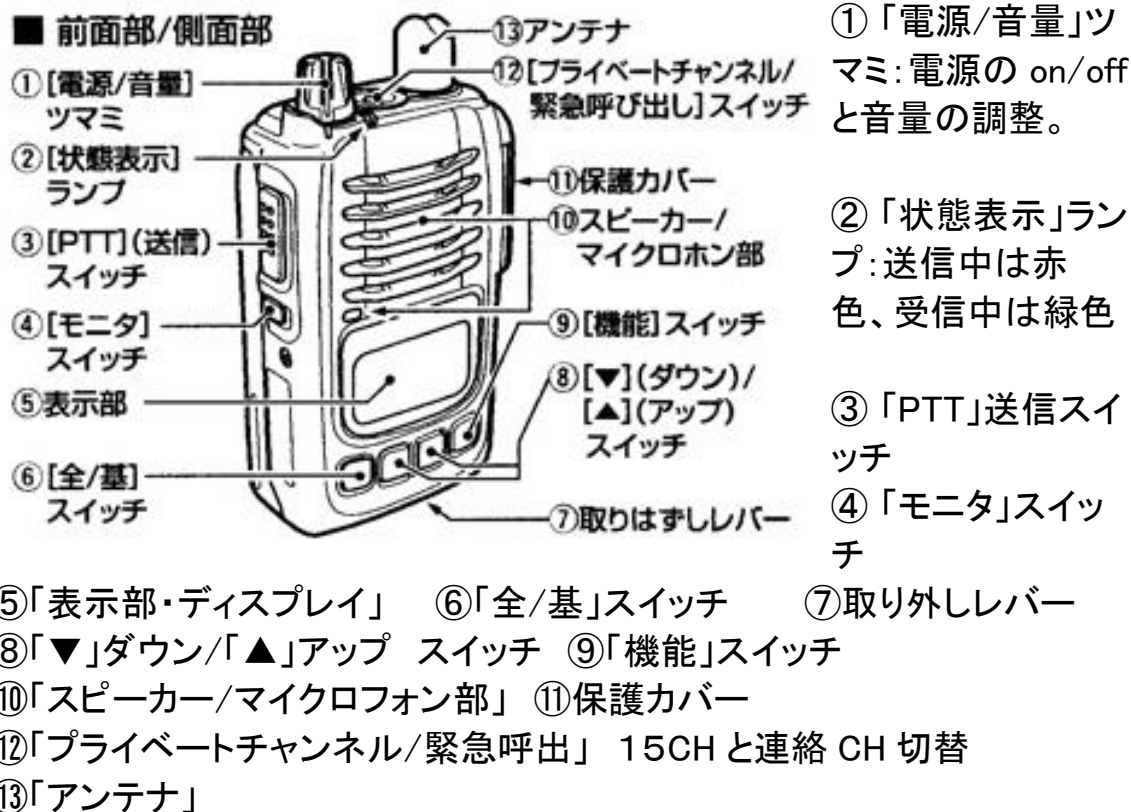
緑園地域では「販売店：株式会社インカム」より購入しています。
その他の泉区内各自治体も大部分はインカムより購入しています。

(1)業務用(IC-D60 が該当)・・・販売店が使用方法をヒアリングしてアンテナ、バッテリー容量とユーザーコード、秘話コードの必要性を判断して見積を行いません。

(2)レジャー用(DPR6 が該当)・・・本体、アンテナ、バッテリー、充電台がセットになっています(但し、オプションとして付属品を追加購入ができます)。価格が安く性能・外観・使い勝手は IC-D60 と同等です。

【各部の名称と機能】：

■ 前面部/側面部



【チャンネル】：

(1)1CH から14CH・・・14CH

(2)15CH(呼出 CH)・・・1CH

(3)16CH から30CH・・・15CH の合計30CH

備考：他にスカイチャンネルを5CH 追加した35CH モデルがあります。

【スカイ CH】：上空で使用する CH でパラグライダー、グライダー等が利用しています。

条件はアンテナが固定で出力は1W です。

【利用可能な地域】：全国の陸上、日本周辺海域並びにそれらの上空で利用可能。公海上は不可。

【アナログとデジタルの違い】：電波の飛ばし方(処理方法)の違い。電波の飛ばし方にはデジタル方式とアナログ方式の2種類があります。



【利用形態】：操作方法、まずは【各部の名称と機能】の①【電源/音量】ツマミ(S 付きボリューム)で SW を入れる & ボリューム を 6 から 10 位にセット、CH を選択して PTT ボタンを押して通信します。

【呼出名称】：デジタル簡易無線機の PTT ボタンを押すと自動的に発行されます。どのメーカー製の機種でも登録者名が特定可能です。
⇒デジタル簡易無線機裏面の「CSM 番号」が呼出符号に該当、自動発出します。

【技適マーク[㊦]】：適合表示無線機には技適マークが与えられます。技適とは『技術基準適合証明』の略称で、無線通信の安定、かつ、スムーズな利用の確保を目的として作られた日本の法律になります。『日本国内電波法』のことを指します。

Bluetooth や Wi-Fi などの無線モジュールが搭載された無線機は国内の電波法に規定されている機器認定を受ける必要があります。この機器認定は『技術基準適合証明』と『工事設計認証』の2つに分かれています。

【免許状】：デジタル簡易無線局(351MHz 帯登録局及び 400MHz 帯免許局に 限り全国の陸上、日本周辺海域並びにそれらの上空で利用可能。(公海上は利用不可)

デジタル簡易無線局(登録局)の登録有効期間は5年間で無線局を継続して使用する場合には、再登録申請手続きが必要です。緑園学園地域防災拠点では一括して再登録申請を致します。

備考:今後、皆さんがお持ちのデジタル簡易無線機は、(1)廃止届(登録局廃止届出書)、(2)登録申請(無線局包括登録申請書)、(3)開設届(登録局の開設届出書)を起案後申請書を総務省関東総合通信局に提出して、(1)申請⇒(2)審査⇒(3)登録⇒(4)登録状交付⇒(5)開設⇒(6)開設届提出を経て使用開始となります。問題が無ければ1カ月位で利用可能となります。

【登録局】：個別登録局と包括登録があります。:登録人以外でも運用可能で351MHz 帯、30チャンネルの割当があります。

例えば、

1CH は 351.2MHz(帯域幅:6.25kHz)

2CH は 351.38125MHz

30CH は 351.38125MHz が割当てられています。

以上